

2020年9月30日
株式会社日本政策金融公庫

令和3年度 日本政策金融公庫予算概算要求について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、本日、令和3年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。なお、令和3年度において実施する新型コロナウイルス感染症対策に係るものについては事項要求としております。

[令和3年度事業規模]

【融資等業務】

（単位：億円）

業 務	令和3年度概算要求	令和2年度当初計画
国民一般向け業務	27,320	27,370
農林水産業者向け業務 （融資業務） （証券化支援業務） （出資業務）	6,260 19 -	6,460 19 -
中小企業者向け業務 （融資業務） （証券化支援買取業務） （証券化支援保証業務） （債務の保証業務（海外展開支援）） （売掛金債権証券化等支援業務）	14,400 450 105 500 -	14,400 450 105 500 -
合計	49,054	49,304

【信用保険等業務】

（単位：億円）

業 務	令和3年度概算要求	令和2年度当初計画
信用保険等業務 （中小企業信用保険） （破綻金融機関等関連特別保険等） （信用保証協会に対する貸付）	197,900 660 240	114,700 660 240
合計	198,800	115,600

【危機対応等円滑化業務】

（単位：億円）

業 務	令和3年度概算要求	令和2年度当初計画
危機対応円滑化業務 （ツーステップ・ローン） （損害担保） （利子補給）	1,990 1,232 1,474	1,990 1,232 26
特定事業等促進円滑化業務 （ツーステップ・ローン）	700	700
合計	5,396	3,948

（注）金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

<p>セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「平成 28 年熊本地震特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「平成 30 年 7 月豪雨特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「令和元年台風第 19 号等特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「令和 2 年 7 月豪雨特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「設備資金貸付利率特例制度（全国版）」の創設 ⇒設備資金貸付時の貸付利率を一律引下げ
<p>創業・新事業支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「創業支援貸付利率特例制度」の創設 ⇒「創業前及び創業後税務申告を 2 期終えていない方」の貸付利率を一律引下げ ○ 「新事業活動促進資金」等の拡充 ⇒「指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用した事業を行う方」の貸付利率を引下げ
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「観光産業等生産性向上資金」の拡充 ⇒「今後に向けた経営計画を策定し生産性向上を図る観光事業者の方」の貸付利率を引下げ ○ 「IT 資金」の拡充 ⇒「『情報処理の促進に関する法律』の認定を受けている方」の貸付利率を引下げ ⇒「テレワークの導入等を行う方」の貸付利率を引下げ ○ 「環境・エネルギー対策資金」の拡充 ⇒「プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料を製造する方」の貸付利率を引下げ

農林水産業者向け業務

セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 「震災特例融資」の取扱期間の延長（対象者を東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響を受けている者に限定）○ 令和2年7月豪雨に係る特例措置の延長○ 農林漁業セーフティネット資金の拡充 ⇒「国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症」を対象事業に追加
農林水産業の新たな展開への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 経営体育成強化資金の拡充 ⇒「農業支援サービスの育成・普及を図るために必要な資金」を対象事業に追加○ 振興山村・過疎地域経営改善資金の取扱期間の延長

中小企業者向け業務

セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長 ○ 「平成 28 年熊本地震特別貸付」の取扱期間の延長 ○ 「平成 30 年 7 月豪雨特別貸付」の取扱期間の延長 ○ 「令和元年台風第 19 号等特別貸付」の取扱期間の延長 ○ 「令和 2 年 7 月豪雨特別貸付」の取扱期間の延長 ○ 「設備資金貸付利率特例制度（全国版）」の創設 ⇒設備資金貸付時の貸付利率を一律引下げ
創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新事業育成資金」等の拡充 ⇒「指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用した事業を行う方」の貸付利率を引下げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「観光産業等生産性向上資金」の拡充 ⇒「今後に向けた経営計画を策定し生産性向上を図る観光事業者の方」の貸付利率を引下げ ○ 「IT活用促進支援資金」の拡充 ⇒「『情報処理の促進に関する法律』の認定を受けている方」の貸付利率を引下げ ⇒「テレワークの導入等を行う方」の貸付利率を引下げ ○ 「環境・エネルギー対策資金」の拡充 ⇒「プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料を製造する方」の貸付利率を引下げ ○ 「地域活性化・雇用促進資金（地域経済牽引事業関連）」の拡充 ⇒「みなし中小企業者（※）」の貸付利率を引下げ (※) 中小企業が、増資や従業員増加により中小企業要件から外れても、地域経済牽引事業計画の実施期間内（原則 5 年以内）は、中小企業とみなす措置